

10744P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

44

事業税

理論マスター



令和6年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！

# はじめに

税理士試験の受験科目として事業税を選ぶ多くの人は「事業税は、条文数も少ないし、難解な部分も少ないことから、短期間で合格が可能である。」ということから受験することとしたという。

しかし、「事業税は参考書がほとんどなく学習の方法がわからない。」「地方税法の条文自体覚えにくい。」という声も多く耳にする。

そこで本書は、事業税合格のために、何をいかに学習すべきか、という点に主眼を置き、①受験上必要と思われる理論内容を設問と解答の形式で収録し、②各設問の内容は少しでも覚えやすいように、解答の柱や文章の言い回し等工夫を凝らしている。受験生には、本書の有効な利用により“合格”の2字を手中にすることを心から願うものである。

## 〈本書の利用の仕方〉

1. 最近の事業税の試験問題をみると、単に個別論点の暗記のみでは合格は不可能である。そのことから各章の学習において常に事業税の体系を考えてもらいたい。
  2. 税法の学習は、条文規定の内容理解にあることから、必ず関連条文を確認してもらいたい。
- (本書は令和5年7月までの施行法令に準拠している。)

## T A C 税理士講座

凡	例
法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
取通	地方税法の施行に関する取扱いについて
暫定措置法	地方法人特別税等に関する暫定措置法
引	用 例
法72の15②一	地方税法第72条の15第2項第一号
取通3	地方税法の施行に関する取扱いについて 第3章 事業税

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランクA …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランクB …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランクC …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

# CONTENTS

## 目 次

### テーマ 1 : 総 論

1-1	事業税の納税義務者	2
1-2	事業税の事務所又は事業所	6
1-3	事業税の非課税	8
1-4	事業税の事業年度	10

### テーマ 2 : 法人事業税の税額算定

2-1	所得割の課税標準である各事業年度の所得の算定方法	14
2-2	外形標準課税の対象となる法人の課税標準の算定方法	16
2-3	電気供給業及びガス供給業に係る収入割の課税標準の算定方法	22
2-4	保険業及び貿易保険業に係る収入割の課税標準の算定方法	24
2-5	法人事業税の課税標準の特例	28
2-6	特定内国法人の課税標準の算定方法	30
2-7	課税事業と非課税事業をあわせて行う法人の課税標準の算定方法	32
2-8	分割法人の分割基準	34
2-9	法人事業税の税率	38

### テーマ 3 : 法人事業税の手続

3-1	中間申告納付	42
3-2	適格合併の場合の予定申告による中間申告納付	46
3-3	確定申告納付	48
3-4	申告納付期限の延長	50
3-5	清算中の各事業年度の申告納付	54

### テーマ 4 : 法人事業税の是正措置

4-1	期限後申告納付及び修正申告納付	58
4-2	更正の請求	60
4-3	法人税の課税標準を基準とする所得割の更正又は決定	64
4-4	道府県知事の調査による所得割又は収入割の更正又は決定	68
4-5	道府県知事の調査による付加価値割又は資本割の更正又は決定	72
4-6	不服申立て及び訴訟	76

## テーマ5：個人事業税の税額算定

5-1	個人事業税の課税客体	78
5-2	個人事業税の第2種事業の範囲	82
5-3	個人事業税の課税標準の算定方法	84
5-4	個人事業税の青色事業専従者等の取扱い	88
5-5	個人事業税の各種控除	90
5-6	個人事業税の分割基準	92
5-7	個人事業税の税率	94

## テーマ6：個人事業税の手続

6-1	個人事業税の賦課方法	96
6-2	個人事業税の徴収方法	98
6-3	個人事業税の申告	100

## テーマ7：その他

7-1	事業税の徴収猶予	104
7-2	事業税の延滞金	108
7-3	事業税の加算金	112
7-4	税額控除	116
7-5	賃上げ等促進税制	120
7-6	特定寄附金税額控除	122

## テーマ8：過去本試験問題の分析等

第1	各分野の出題頻度	124
第2	最近の本試験問題と分析	126
第3	分割法人・分割個人が前提	162
第4	総合・事例問題への対応パターン	164
《参考》	条文を読む上で注意すべき用語	166

# テーマ1

総

論

- 
- 1-1 事業税の納税義務者
  - 1-2 事業税の事務所又は事業所
  - 1-3 事業税の非課税
  - 1-4 事業税の事業年度

1-1

事業税の納税義務者

[ランクA]

1. 法人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 人格のない社団等 (法72の2④)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、事業税を課する。

(3) みなし課税法人 (法72の2⑤)

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

(4) 課税区分 (法72の2①)

① ②から④以外の事業

イ ロ以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業（次の③の事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。）、保険業及び貿易保険業……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等（小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。）、発電事業等（発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。）及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記(4)①ロの法人……収入割額、及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(注) 判定の時期 (法72の2②)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日（仮決算による中間申告納付にあってはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあっては解散の日）の現況による。

## 2. 個人事業税の納税義務者

重要度◎

### (1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人（法72の2③）

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

### (2) みなし事務所等（法72の2⑦）

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

## 3. 外国法人又は外国個人の事務所等（法72の2⑥）

重要度△

外国法人又は外国個人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

## 4. 法人課税信託（法72の2の2）

重要度△

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

## 5. 実質課税の原則（法72の2の3）

重要度△

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

## 6. 信託財産と事業税（法72の3）

重要度△

信託の受益者（受益者として権利を有するものに限る。）は、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

## 7. 非課税事業を行う法人又は個人（法72の4等）

重要度△

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

8. 用語の意義 (法72)

重要度△

- (1) 付加価値割……付加価値額により課する法人事業税をいう。
- (2) 資本割………資本金等の額により課する法人事業税をいう。
- (3) 所得割………所得により課する法人事業税をいう。
- (4) 収入割………収入金額により課する法人事業税をいう。

(MEMO)

## 1-2

## 事業税の事務所又は事業所

[ランクB]

### 1. 概要 (法72の2①③)

重要度△

事業税は、法人の行う事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となる。

### 2. 内国法人又は内国個人の事務所等 (取通1-6)

重要度○

#### (1) 意義

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

#### (2) 留意点

##### ① 事業の必要性について

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものは、事務所等として取り扱って差し支えない。

##### ② 事業の継続性について

事務所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要する。

### 3. 外国法人等の事務所等 (法72の2⑥)

重要度△

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人（以下「外国法人」という。）又は国内に主たる事務所等を有しない個人が行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

### 4. 恒久的施設 (法72⑤、令10)

重要度△

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあ

る場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人（以下「外国法人等」という。）については、その条約において定められたものとする。

(1) 国内にある支店、工場その他事業を行う次の場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所

(2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にすることを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

（注）除外する場所

外国法人等に属する物品若しくは商品又はそれらの在庫の保管、展示又は引渡しのためののみ使用又は保有する施設等については、それが外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、上記(1)及び(2)に規定する場所に含まれないものとする。

ただし、国内にある上記(1)に掲げる場所（以下、「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する外国法人等が、その事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」という。）においても事業上の活動を行う場合において、当該他の場所が外国法人等の恒久的施設に該当するなど一定の要件に該当するときは、適用されない。

(3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他一定の者

**5. 個人事業税におけるみなし事務所等（法72の2⑦）**

**重要度△**

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

**1-3**

**事業税の非課税**

[ランクB]

**1. 概要**

重要度△

事業税は、原則として法人の行うすべての事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して課されるが、一定の法人や事業等については、その性格から課税することが適当でないため、地方税法及び条例により非課税の規定が設けられている。

**2. 非課税法人 (法72の4①)**

重要度△

道府県は、国及び次の法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区等
- (2) 地方独立行政法人
- (3) 公共法人に該当する独立行政法人
- (4) 国立大学法人等
- (5) 株式会社日本政策金融公庫等
- (6) 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会等

**3. 非課税事業 (法72の4②③)**

重要度◎

道府県は、次の事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) **林業** (取通3-2の2(1))  
土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、伐採のみを行う事業は含まない。
- (2) **鉱物の掘採事業**  
鉱物を掘採し、これを販売する事業をいう。
- (3) **農事組合法人が行う農業**  
農地法の要件のすべてを満たす農事組合法人が行う農業をいう。

**4. 非課税所得等 (法72の5①②)**

重要度△

道府県は、次の法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

- (1) 公益法人等に該当する独立行政法人
- (2) 日本赤十字社、医療法に規定する社会医療法人、社会福祉法人、宗教法人、

学校法人等

- (3) 弁護士会、司法書士会、税理士会等
- (4) 法人である労働組合等
- (5) 漁船保険組合等
- (6) 市街地再開発組合等
- (7) 損害保険料率算出団体等
- (8) 管理組合法人等
- (9) 一定の地縁団体
- (10) 法人である政党等
- (11) 特定非営利活動法人
- (12) 人格のない社団等

## 5. 道府県の条例による課税免除（法6①）

重要度△

道府県は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合には、課税をしないことができる。

## 6. 国際運輸業の相互非課税

重要度△

船舶又は航空機の国際運航の事業から生ずる所得は、それぞれの属する国において統一的に課税を行うとともに、他国の国際運輸業に対しては、相互に非課税の措置を講ずることが条約等により定められている。

**1-4**

**事業税の事業年度**

[ランクC]

**1. 概要**

重要度△

法人事業税の課税標準は、法人の継続する活動を一定期間に区切りこれを単位に計算する。この一定期間を定めたものが事業年度であり、基本的には法人税の事業年度と同じである。

**2. 通常の場合**

重要度△

(1) 法令等で定めがある場合 (法72の13①)

法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約 (以下「法令等」という。) に定める事業年度その他これに準ずる期間 (以下「事業年度等」という。) をいう。

(2) 法令等で定めがない場合

① 人格のない社団等以外の法人 (法72の13②)

法令等で事業年度等を定めていない法人については、法人税法の規定によりその法人が政府に届け出、又は政府が指定した期間をもって、事業年度とする。

② 人格のない社団等 (法72の13③)

法令等で事業年度等を定めていない人格のない社団等については、法人税法の規定によりその人格のない社団等が政府に届け出た期間、又はその年の1月1日から12月31日までの期間をもって、事業年度とする。

(3) 1年を超える場合 (法72の13④)

上記2.(1)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間 (最後に1年未満の期間を生じたときは、その期間) とする。

**3. 事業年度の特例 (法72の13)**

重要度△

次の事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、上記2.

(1)の規定にかかわらず、それぞれに定める日に終了し、これに続く事業年度は、次の(2)又は(5)に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

(1) 内国法人が事業年度の中途において解散 (合併による解散を除く。) をしたこと  
 ……その解散の日

税理士受験シリーズ  
2024年度版 44 事業税 理論マスター

発行日 2023年8月25日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10744P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。